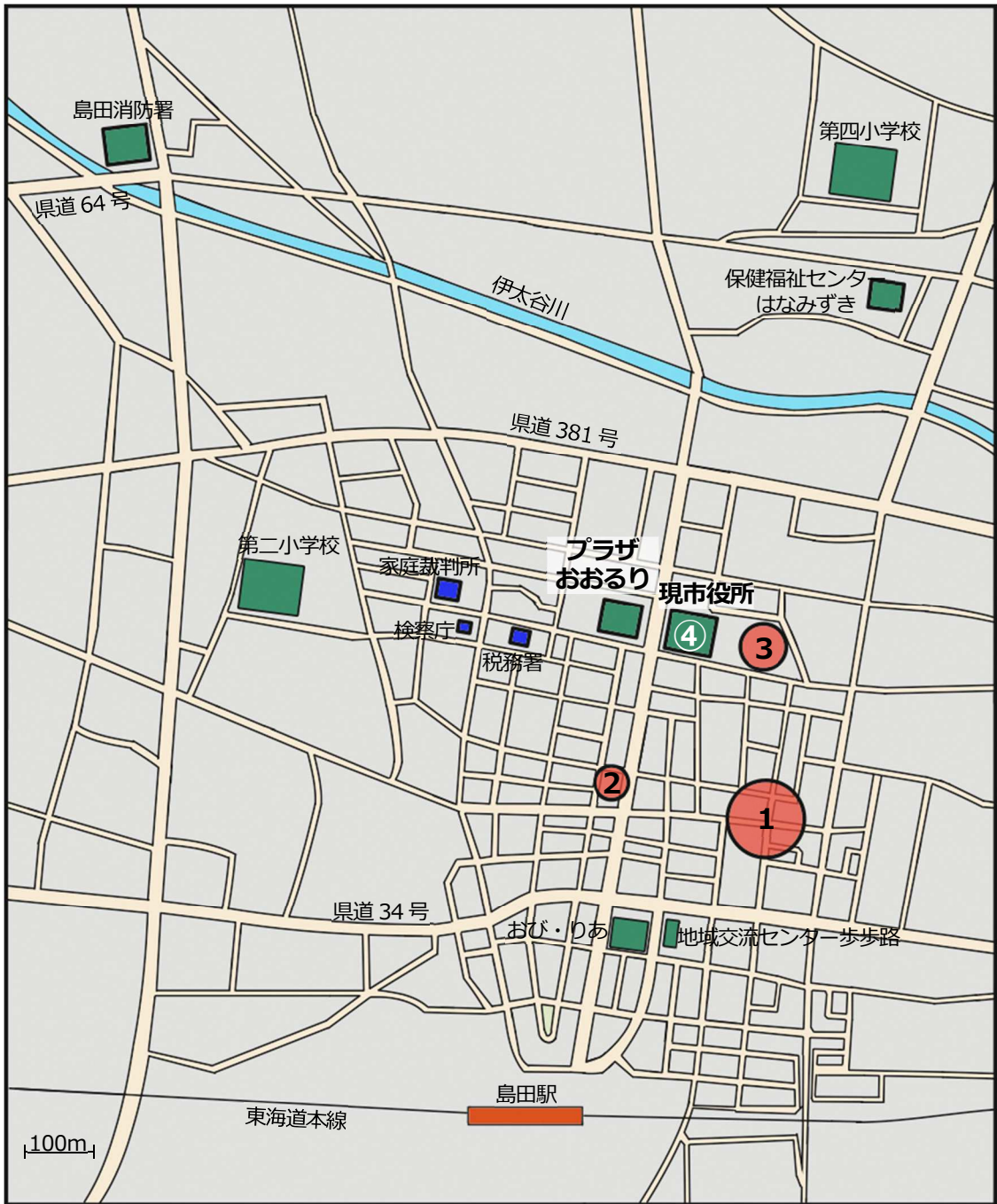


庁舎位置の変遷

地図上の番号	年代	項目	主な出来事
①	明治2年 (1869年)	静岡藩の成立	島田宿陣屋跡（現在の御陣屋稲荷の南）に地方支配役所（郡政役所・郡方）を置く。 出納・租税・庶務・聴訟等総ての民政を司る。
②	明治6年 (1873年)	大小区制実施	明治6年、島田宿は第六大区の第十小区となる。郡方役所跡には島田郷学校が設置開校される。従来の名主桑原氏宅に小区取扱所を置き、事務取扱をなす。 その後、 役所を康泰寺（扇町。現在の旗指には昭和47年に移転）に移す。 康泰寺は明治22年まで戸長役場、登記所の仮事務所として使用される。
	明治11年 (1878年)	大小区制廃止	明治11年の大小区制廃止に伴い、小区取扱所を廃止して島田宿戸長役場を開設。明治15年には柳町に役場家屋を新築して移る。（後の市町村制施行により島田町役場となる。）
	明治22年 (1889年)	市町村制施行	戸長役場を廃止して、島田町役場と称する。
③	大正6年 (1917年)		5月、 従来の役場が老朽化し狭隘不便のため、森家の西隣（市民会館跡地）へ新築移転。 （後の市制施行により前市役所となる。）
	昭和22年 (1947年)	地方自治法施行	地方公共団体は、その事務所の位置を定め、又は変更しようとするときは、条例で定めなければならないとされた。（第4条第1項） なお、施行の際、地方公共団体の主たる事務所の現に在る位置は条例で定めたものとみなすという経過規定が置かれた。
	昭和23年 (1948年)	島田市 市制施行	
④	昭和36年 (1961年)	市役所新庁舎起工式	現在の市役所本庁舎の建設開始。
	昭和37年 (1962年)	市役所新庁舎竣工	10月、「島田市役所の位置を定める条例」により、現在の場所が市役所の位置として定められる。12月に市役所新庁舎竣工落成祝賀式が行われ、開庁した。
	昭和39年 (1964年)	旧島田公共職業安定所開設	後に第2文書庫となる建物が完成した。
	昭和43年 (1968年)	旧消防署開設	後に第3文書庫となる建物が完成した。
			この間、庁舎の狭あい化に伴い教育委員会など一部部署の事務室が段階的に本庁舎外に移転した。
	平成5年 (1993年)	市役所北分室開設	消防署の移転に伴い、現在の第3文書庫を市の事務室及び文書庫として使用開始
	平成9年 (1997年)	保健福祉センター 「はなみずき」開設	市の行政機能のうち保健部門が移転した。
	平成15年 (2003年)	市役所第2庁舎開設	島田公共職業安定所の移転に伴い市が建物を購入し、事務室として使用開始 市役所北分室は「第3庁舎」に改称した。
	平成16年 (2004年)	島田市・金谷町合併協議会	新しい市の事務所の位置について、「本庁は現島田市役所、支所は金谷町役場とする（本庁方式）」との提案がされ、以下を踏まえ委員全員賛成で確認された。 ・本庁方式に絶対的な定義はないが、管理部門など一定の部門は本庁1ヶ所へ集中して配置し、支所には住民サービスが低下しないような組織を構築するもの。 ・行政コストの削減と住民サービスの維持を両立。新しいハコモノは作らない。 ・なお、教育委員会など、一定の独立性を持つ部門の一部は金谷を本拠とすることも可能であり、詳細は今後のすり合わせの中で検討していくこととする。
	平成17年 (2005年)	島田市・金谷町合併	5月5日、旧島田市と旧金谷町が合併。 同日施行された「島田市役所の位置を定める条例」で、市役所の位置は島田市中心1番の1（現在の位置）と定めた。 教育委員会の事務室が、プラザおおるりから金谷庁舎（旧金谷町役場庁舎）に移転した。
	平成20年 (2008年)	島田市・川根町合併	4月1日、旧川根町を編入。職員増による庁舎の狭あい化に伴い、本庁舎北側に「会議棟」を整備した。 耐震性能不足のため、第3庁舎内の事務室がプラザおおるりに移転した。
	平成25年 (2009年)	本庁舎及び周辺建物内事務室の再編整理	耐震性能不足のため、第2庁舎内の事務室を本庁舎内に移転した。 図書館の移転により生じたおおるり東側のスペースを新たに事務室として整備し、本庁舎内の一部の部署を移転した。



参考文献等 『島田町誌稿』 『東海道 島田宿の歴史』 『島田市年表 慶応、明治、大正、昭和、平成編』
『島田市史 下巻』 『広報しまだ』
『島田市例規集』 「第3回合併協議会会議録」

根拠法令

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

第四条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

② 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

③ 第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。